

別表（第2条関係）

事業区分	事業内容	補助対象団体	補助対象経費	補助率	補助限度額（※1）	補助金算定基礎額（※2）の下限額
（1）企画提案事業	芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）、伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎等）、生活文化（茶道、華道、書道等）の発表、展示、交流事業等	県内に活動の本拠を置く文化団体（団体構成員は主として県内在住の者）で、1年以上継続して文化活動の実績を有する団体	会場費、印刷費、広告宣伝費、舞台費、会場設営費、運搬費、映像制作・上映費、記録費	3分の1以内（新規団体は2分の1以内）	自己負担額又は100万円のいずれか低い額（ただし、自己負担額が50万円未満の場合は対象外）	150万円（新規団体は100万円）
（2）誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業	（1）企画提案事業と同じ		（1）企画提案事業と同じ	定額	20万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）	40万円
（3）後継者育成事業	伝統文化の後継者を育成するために行う研修、講習の事業 ・古典芸術（雅楽、能、狂言など） ・民俗芸能（棒の手、山車文楽など） ・伝統工芸（和紙、七宝、絞りなど）など			謝金、旅費、教材費、会場費、印刷費、広告宣伝費	定額	100万円（ただし、自己負担額が20万円未満の場合は対象外）

※1 補助金の交付額は、千円未満を切り捨てた額とする。

※2 補助金算定基礎額は、補助対象経費の合計額とする。